

1. 当社の再発防止対策に関わるアクションプラン（全体計画）

当社の再発防止対策の具体的なアクションプラン，スケジュール，実施箇所は以下のとおりである。
また，引き続き「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」で全体計画を検証・確認していくこととしている。
さらに，適切な時期に，学識経験者，弁護士などの外部アドバイザーの意見をお伺いしていくこととする。

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成 1 9 年度												備 考	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		全体計画の検証・確認を行う。	【実施】 発電設備点検指示に係る調査・対策委員会 【対象】 本店 各事業所	▼ 開催	▼ 開催	開催	開催			上期状況の 検証・確認		開催		年度状況の 検証・確認			
【気づく】取組みの推進																	
1 社長メッセージの発信	企業倫理・法令遵守の徹底について，社長がメッセージを発信する。	企業倫理・法令遵守に関する問題意識，改善に向けた決意，「気づく」「話す」「直す」再発防止対策の主旨と社員一人ひとりによる実践を求める社長メッセージを全社員向けに発信する。	【実施】 企画部 【対象】 全社	▼社長メッセージの発信(4/6)						上期状況の 検証・ 確認							年度状況の 検証・ 確認
		社長メッセージの更なる浸透のため，社内誌に社長メッセージを掲載する。	【実施】 企画部 【対象】 全社	▼社内誌（5月号）に掲載													
2 人事交流の推進	技術部門間，事務・技術部門の人事交流を推進する。	技術部門間，事務・技術部門間での人事交流を継続し，幅広い見識を持った人材の育成を行う。	【実施】 原子力 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 本店 各事業所	【原子力・水力・火力】 部門間での人事交流の継続実施							部門間での人事交流の継続実施						
		原子力部に事務系の管理職を配置し，部門の価値観にとられない指摘や提言を行う。	【実施・対象】 原子力部	【原子力】 事務系管理職の配置・継続													
3 「企業行動指針」の改訂	「企業行動指針」（法令遵守，企業風土関係）において，不適切事象の防止に係る項目を追加する	「企業行動指針」を改訂し，企業倫理・法令遵守に関する行動について，日常の業務と企業倫理・法令遵守とのかかわりが分かりやすいように追加する。	【実施】 企画部 【対象】 -	企業行動指針の見直し													
		「企業行動指針」を社内掲示板，イントラネット，教育・研修等を通じて周知徹底する。 具体的には【気づく】取組み第5項で実施する。	【実施】 企画部 【対象】 全社	行動指針の周知 企業倫理研修等での啓発の実施 (具体的には【気づく】取組み第5項で実施する。)							企業倫理研修等での啓発の実施 (具体的には【気づく】取組み第5項で実施する。)						

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成19年度												備 考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4 ピアレビュー の実施および 部門間情報交 換の充実	外部機関によるピアレ ビュー（原子力）、事業 所間ピアレビューを実施 するとともに、部門間の 情報交換を充実する。	外部機関（世界原子力発電事業者協会(WANO)、日本原子力 技術協会(JANTI)）のレビューを有効活用する。（原子力部 門） a．女川にてWANOのピアレビューを受け入れ実施する。 b．レビュー結果の改善提言について、原子力部門（本店・ 発電所）で検討し、女川にて改善していく。 c．東通への水平展開が有効なものについて、水平展開を図 る。 d．他部門への水平展開が有効なものがないか確認する。	【実施】 原子力部 【対象】 原子力発電所	【原子力】 ▼WANOによるピアレビュー 改善の準備 改善の実施(女川) 東通への 水平展開												WANOによるピアレビュー （平成20年度、東通）
		JANTIによる原子力安全文化にかかる組織風土評価に 基づき、改善策を検討・実施する。（原子力部門）	【実施】 原子力部 【対象】 原子力発電所	【原子力】 第2次評価												平成20年度 上期:コンサルティング 実施 9月:コンサルティング 報告書提出 下期:改善を実施
		事業所間でのピアレビューを実施し、他事業所における業 務の進め方観察、書類確認、討議等を通じ、課題を発見す るとともに自事業所における課題の自律的改善に役立て る。（原子力部門以外）	【実施】 電力システム部 火力部 土木建築部 各事業所 【対象】 -	【水力・火力】 年間計画策定・試運用												
		「吸い上げる仕組み」（事業所員が疑問に感じていること を匿名性を確保して提出できる仕組み）の活用により、部 門間の情報交換、情報共有化を実施する。	【実施・対象】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 各事業所	【原子力・水力・火力】 「吸い上げる仕組み」の システムの本格運用 情報の分析・検討 部門電子掲示板 での情報共有 全社電子掲示板 での情報共有												具体的には【話す】取組み第7 項および【直す】取組み第9項 で実施する。

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成 1 9 年度												備 考		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
5 企業倫理・法令遵守教育の充実	技術者に対する企業倫理・法令遵守教育を充実する。	従来の企業倫理・法令遵守教育等を強化・拡充するため，社外の専門家を活用し，「技術者倫理教育」の導入や，業務に係る法令に関する法令教育を充実し，技術者倫理の向上，法令知識習得と意識の向上を図る。	【実施】 総務部 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 各事業所	【水力・火力】											年度状況の検証・確認	保安院評価書(23)		
				法令遵守に関する教育の年間計画策定				法令遵守に関する教育の実施										
				技術者倫理教育の年間計画策定				技術者倫理教育の実施										
				技術面の教育の習熟度合のフォロー方法検討				技術面の教育の習熟度合のフォロー実施										
				【原子力】														
				保安教育年間計画に基づく保安教育の継続実施				保安教育年間計画に基づく保安教育の継続実施										
		教育の実施方法を検討				具体的な展開を立案				技術者倫理教育の実施		教育結果を踏まえ，翌年度の教育計画等への反映						
		J A N T I のe-ラーニング（電子教材を用いた教育）を活用し，安全文化に係る教育の充実化を図る。	【実施】 原子力部 【対象】 原子力部 原子力発電所 土木建築部	【原子力】												発電所等でe-ラーニングの実施		
				受講割り当ての検討，受講方法の周知				発電所等でe-ラーニングの実施										
		経営層・管理職・一般職・新入社員等の各層に対する，企業倫理・法令遵守に関する意識と行動の定着に向けた啓発活動を継続的に実施する。		【実施】 総務部 【対象】 全社	企業倫理・危機管理トップセミナーの開催(5/29)												保安院評価書(23)	
					新入社員導入教育				新任管理職研修									
									企業倫理責任者研究会									
					企業倫理推進担当者研修				企業倫理推進担当者研修									

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成19年度												備 考		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
【話す】取組みの推進																		
6 対話活動の充 実	各層での対話を充実す る。	最高経営層は、分担しながら事業所訪問を行い、管理職を中心 に企業倫理・法令遵守ならびに経営課題などに関する対話を行う。 原子力については、原子力品質保証体制総点検に対する再発防止対策の実行計画に基づき、原子力発電所員との直接対話を計画的に実施中である。	【実施】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 各事業所	【原子力】 ▼ 最高経営層の対話活動の継続実施														
				【水力・火力】														
										上期状況の検証・確認							年度状況の検証・確認	
		各部門は、本・支店連携しながら第一線職場を訪問し、企業倫理・法令遵守の観点から現場の不安を吸い上げ解決に向けた対話を行う。 a．本店管理職は、事業所訪問を実施し、企業倫理・法令遵守などに関する対話を行う。	【実施】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 各事業所	【原子力・水力・火力】														
				本店管理職による対話の実施														
各職場ごとに、定期的に対話を実施し、業務処理の確認や企業倫理・法令遵守の観点から対話を行う。	【実施・対象】 本店 各事業所	【原子力・水力・火力】																
		各職場での定期的な対話の継続実施																

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成19年度												備 考									
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
7 技術系現場の 法令遵守に関 する問題・課 題を吸い上げ る仕組みの充 実	技術関係現場の法令遵守 に関する問題・課題を吸 い上げる仕組みを充実す る。	社内および社外の企業倫理相談窓口の活用を周知徹底する とともに、「吸い上げる仕組み」との情報の共有化と柔軟 な対応を行う。 a．企業倫理相談窓口で相談できる内容について、法令の解 釈等に疑問がある場合も広く受付する旨を付記し、平成1 9年4月26日、企業倫理相談窓口の活用方法等を社内掲 示板において再周知した。 b．平成19年10月にも企業倫理相談窓口の活用方法等を 社内掲示版において再周知する。 c．新入社員導入教育、新任管理者研修、企業倫理責任者研 究会、企業倫理推進担当者研修において、企業倫理相談窓 口の活用方法等について周知する。 d．企業倫理・法令遵守の問題については、企業倫理相談窓 口へ連絡するよう「原子力安全に関する意見箱の要領書」 を改正し、意見箱の運用を継続する。	【実施】 総務部 【対象】 全社 【実施・対象】 原子力発電所	企業倫理相談窓口の 継続運用、活用					企業倫理相談窓口の 継続運用、活用							上 期 状 況 の 検 証 ・ 確 認	年 度 状 況 の 検 証 ・ 確 認								
				▼企業倫理窓口の 再周知(4/26)					企業倫理窓口の再周知																
				教育・研修で企業倫理相談窓口の 活用方法等について周知					教育・研修で企業倫理相談 窓口の活用方法等 について周知																
				【原子力】					意見箱の要 領書を改正					企業倫理相談 窓口へ連絡す る運用を実施											
				意見箱の運用継続					意見箱運用継続																
		各部門は、事業所員が疑問に感じていることを匿名性を確 保して提出できる仕組み（吸い上げる仕組み）を構築し、 その情報は、各部門が設置する電子掲示板等により、部門 内に公開する。	【実施】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 本店 各事業所	【原子力・水力・火力】					課題を吸い上げる 仕組み(システム) の構築、設計										システムの 試運用						
		他室部との共有による効果が高いと考えられる情報につ いては、電子掲示板を活用し全社で共有する。 a．考査室は、全社共通の電子掲示板を設置するとともに、 他室部が反映した事項について、各部門が適切に対応して いることを適宜、確認する。 b．各部門は、他室部との共有による効果が高いと考えられ る情報については、考査室が設置した全社共通の電子掲示 板に反映する。	【実施】 考査室 【対象】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【実施】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 本店 各事業所	【原子力・水力・火力】					全社共通の電子掲示板の 準備・検討										全社共通の電子掲示板の 運用						
																			全社共通の電子掲示板への 反映						

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成19年度												備 考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8 社外とのコ ミュニケー ションの充実	社外とのコミュニケー ションを充実する。	原子力部門は、NUCIAにおける情報共有を徹底する。	【実施・対象】 原子力部 原子力発電所	【原子力】 (電事連大で実施)												保安院評価書(17)
				入力基準 策定	新基準により 登録実施					新基準により登録実施						
		電気事業連合会およびBWRオーナーズグループ(原子力 部門)における委員会を活用した情報提供、情報収集によ り、不適切な取扱い等に関する事象の共有化に努める。	【実施】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部	【原子力・水力・火力】 電事連およびBWRオーナーズ グループ(原子力部門)の委員会 での情報共有を継続実施						電事連およびBWRオーナーズ グループ(原子力部門)の委員会 での情報共有を継続実施						保安院評価書(27)
			【対象】 -	【原子力】 当社/他社プラントに関する情報 伝達をルールに基づき継続実施						当社/他社プラントに関する 情報伝達をルールに基づき 継続実施						原子力については、原子力品質 保証体制総点検に対する再発防 止対策の実行計画(アクション プラン)の / 「当社/他社 プラントに関する情報伝達の ルールの明確化」に基づき、情 報伝達ルールについて社内基準 を制定し、運用中
		他産業における教訓については、産業事故連絡会(経済産 業省)、危険物事故防止対策情報連絡会(消防庁)等から 情報の収集に努める。	【実施】 電力システム部 火力部 土木建築部	【水力・火力】 他産業における事例の 情報収集・活用の仕方検討						他産業における 事例の情報収集						保安院評価書(27)
			【対象】 -													
		国、地方自治体等とのコミュニケーションを強化し、法令 や手続き上の疑義に関する協議、確認を徹底する。特に原 子力部門は、発電所体制を強化し、地域社会とのコミュニ ケーションを一層充実する。	【実施】 本店 各事業所	【原子力・水力・火力】 国・自治体等への疑義等の確認						国・自治体等への 疑義等の確認						
			【対象】 国・自治体等	【原子力】 地域社会とのコミュニケーションの 継続的な実施						地域社会とのコミュニケー ションの継続的な実施						
		国(発電所に常駐する保安検査官)の発電所施設に対する 保安確認に、より積極的に協力するなど、一層の透明性の 確保に努める。	【実施】 原子力部 原子力発電所	【原子力】 情報公開の継続実施						情報公開の継続実施						保安院評価書(9)
			【対象】 原子力発電所	▼エスコートフリーの 運用開始を指示(5/14)												
				詳細 取り 決め	保安検査官による エスコートフリー 運用					保安検査官による エスコートフリー運用						

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成19年度												備 考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【直す】取組みの推進																
9 技術系現場の法令遵守に関する問題・課題を改善する仕組みの充実	技術関係現場の法令遵守に関する問題・課題を改善する仕組みを充実する。	各部門は、「吸い上げる仕組み」に寄せられた情報を分析・検討し、その対処方法について、部門電子掲示板に掲示するとともに、共有性が高いと考えられる対処方法については、全社電子掲示板に掲示する。	【実施】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 本店 各事業所	【原子力・水力・火力】				上期状況の検証・確認	システムの本格運用				年度状況の検証・確認	保安院評価書(26)		
				システムの構築・設計		システムの試運用										
						情報の分析等 対処マニュアル作成										
						情報の分析・検討										
						部門電子掲示板での情報共有										
						全社電子掲示板での情報共有										
		検査室および原子力検査室は、対処方法や全社情報共有化の妥当性について確認し、問題が確認された場合は是正を求める。	【実施】 検査室 原子力検査室 【対象】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部	【原子力・水力・火力】				妥当性確認の実施								
		企業倫理相談窓口と連携し、必要に応じ上位機関へ報告する。	【実施】 総務部 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 【対象】 -	【原子力・水力・火力】				必要に応じ実施								
10 内部監査の強化	法令遵守に関する内部監査を強化する。	検査室は、平成19年度検査計画に「設備に関する法令遵守」を盛り込み、本店技術部門各室部、支店、火力発電所、技術センターを調査する。第一線事業所調査ではデータの真実性に踏み込んでチェックする。その結果、問題が確認された場合は関係部門に是正を求める。	【実施】 検査室 【対象】 電力システム部 火力部 土木建築部 各事業所	【水力・火力】				計画				技術部門法令遵守 調査の実施				原子力については、原子力品質保証体制総点検に対する再発防止対策の実行計画（アクションプラン）の「内部監査組織の強化」（原子力検査室の設置）に基づき内部監査体制等を充実・強化済 監査結果は、原子力安全推進会議に報告（平成20年4月）
		原子力検査室は、平成19年度原子力品質監査計画に「設備に関する法令遵守」を盛り込んで、原子力部門に対して監査し、データの真実性に踏み込んでチェックする。その結果、問題が確認された場合は関係部門に是正を求める。	【実施】 原子力検査室 【対象】 原子力部 原子力発電所 土木建築部	【原子力】				計画				原子力品質監査の実施				

項 目	再発防止対策	具体的項目	実施箇所 対象箇所	平成 1 9 年度												備 考		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
11 業務マニュアル等の充実	法令解釈・手続き等の明確化を含め，業務マニュアル等を充実する。	各部門において，許認可等の業務に係る法令をリストアップし，法令に基づく手続き等について，マニュアルを策定する。なお，必要な場合には，社内外の専門家等の助言を求める。	【実施・対象】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 各事業所	【原子力】						上期 状況 の 検証 ・ 確認						年度 状況 の 検証 ・ 確認	原子力については，原子力品質保証体制総点検に対する再発防止対策の実行計画（アクションプラン）の「現行業務プロセスのレビューおよび改善」に基づき，各部，所において策定した実施計画に基づき計画的に実施中	
				文書化されていない 手続きの文書化														
				【水力・火力】														
				洗い出し	マニュアルの 整備													
		マニュアルは，法令の改正の都度ならびに定期的に，現行法令の網羅性，整合性についてレビューを行う。	【実施・対象】 原子力部 電力システム部 火力部 土木建築部 各事業所	【原子力・水力・火力】														
				レビューの継続実施														